

厚生委員會議錄第四十四号

昭和二十九年五月十一日(火曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君

理事松永 佛骨君 理事長谷川 保君

越智 茂君 田子 一民君

降旗 徳勝君 安井 大吉君

山下 春江君 滝井 義高君

柳田 秀一君 岡 良一君

杉山元治郎君

出席政府委員

厚生事務官 高田 正己君

(業務局長) 安田 巖君

厚生事務官 久下 勝次君

(社會局長) 楠本 正康君

厚生事務官 曾田 長宗君

(保險局長) 大久保武雄君

厚生技官(公衆衛生局長) 有馬 英二君

厚生技官 中村 光三君

參議院議員 厚生事務官(児童局企画課長) 木村 又雄君

厚生事務官(引揚課長) 川井 章知君

專門員 引地亮太郎君

專門員 山本 正世君

專門員

五月七日

委員佐藤芳男君辭任につき、その補

欠として中野四郎君が議長の指名で

委員に選任された。

同月八日

委員高橋等君及び加藤勘十君辭任に

つき、その補欠として津雲國利君及

び岡良一君が議長の指名で委員に選

任された。

同月十日

委員山口シツエ君及び有田八郎君辭

任につき、その補欠として三宅正一

君及び川上貢一君が議長の指名で委

員に選任された。

同月十一日
委員三宅正一君辭任につき、その補
欠として小平忠君が議長の指名で委
員に選任された。
五月十日
市町村職員共済組合法案(内閣提出
第一七七号)
同日
戦傷病者戦没者遺族等援護法の公務
死適用範囲拡大に関する請願(原茂
君紹介)(第四七五八号)
未帰還者留守家族等援護法による医
療給付適用期間延長に関する請願
(原茂君紹介)(第四七五九号)
国立療養所の給食費増額に関する請
願(原茂君紹介)(第四七六〇号)
医師法、歯科医師法及び藥事法の一
部を改正する法律廃止に関する請願
外一件(田中好君紹介)(第四七六一
号)
戦傷病者の援護強化に関する請願
(丹羽喬四郎君紹介)(第四七七八
号)

同(佐藤洋之助君紹介)(第四七七九
号)
同(今澄勇君紹介)(第四七八〇号)
同(白濱仁吉君紹介)(第四八〇九号)
同(早稲田柳右エ門君紹介)(第四八
一〇号)
同(橋本登美三郎君紹介)(第四八一
九号)
同(赤城宗徳君紹介)(第四八二〇号)
同(大石ヨシエ君紹介)(第四八二一
号)
同(加藤高藏君紹介)(第四八五一号)
国民健康保険における医療給付費の
二割国庫負担法制定に関する請願
(木村文男君紹介)(第四七八一号)
同(足鹿覺君紹介)(第四七九五号)
同外二件(木村文男君紹介)(第四七
九六号)
受胎調節普及に関する請願(足鹿覺
君紹介)(第四七九四号)
指定薬品以外の医薬品販賣業者資格
制度に関する請願(村上勇君紹介)
(第四七九七号)
医薬類似療術行為の期限延長反対に
関する請願(原茂君紹介)(第四八一
一号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
医師法、歯科医師法及び藥事法の一
部を改正する法律の一部を改正する
法律案(苦米地義三君外四十名提
出、参法第一〇号)(予)
旧戦艦陸奥の戦没者遺体引揚げに關
する請願(佐竹新市君紹介)(第七二
号)
奈佐村に簡易上水道敷設の請願(佐
々本盛雄君紹介)(第一〇三三号)
在南会社従業員遺族に戦傷病者
戦没者遺族等援護法適用の請願(永
田亮一君紹介)(第一〇四号)
戦傷病者の援護強化に関する請願
(今井耕君紹介)(第一六一号)
同外一件(中野四郎君紹介)(第一六
二号)
同(志村茂治君紹介)(第一六三三号)
同(山本正一君紹介)(第一六四四号)
同(河野一郎君紹介)(第一六五五号)
同(柳田秀一君紹介)(第一六六六号)
同(池田清志君紹介)(第一六七七号)
同(木村俊夫君紹介)(第一六八八号)
同(風見章君紹介)(第一六九九号)
同(大高康君紹介)(第一七〇〇号)
同(大久保武雄君紹介)(第一七一七号)
同(追水久常君紹介)(第一七二二号)
同(濱田幸雄君紹介)(第一七三三号)
同(葉梨新五郎君紹介)(第一七四四号)
同外一件(赤城宗徳君紹介)(第一七
五号)
同外一件(橋本登美三郎君紹介)(第
一七六六号)
同外一件(塚原俊郎君紹介)(第一七
七号)
同外一件(佐藤洋之助君紹介)(第一
七八八号)
同(山崎猛君外一名紹介)(第一七九
号)
同(丹羽喬四郎君紹介)(第一八〇号)
同(門司亮君紹介)(第一八一八号)

同(原彪君(改)紹介)(第一八二二号)
同外一件(加藤高藏君紹介)(第一八
三三三号)
同(小泉純也君紹介)(第一八四四号)
同(小島徹三君紹介)(第一八五五号)
元満洲開拓犠牲者遺族の援護強化に
関する請願(倉石忠雄君紹介)(第一
八七七号)
同(吉川久衛君紹介)(第一八八八号)
同(松平忠久君紹介)(第一八九九号)
同(中澤茂一君紹介)(第一九〇〇号)
医療金融公庫設置に関する請願(栗
田英男君外一名紹介)(第一九三三号)
同(高瀬傳君外一名紹介)(第一九四
号)
戦傷病者戦没者遺族等援護法の公務
死適用範囲拡大に関する請願(坊秀
男君紹介)(第一九五五号)
同(伊瀬幸太郎君紹介)(第一九六六号)
保健婦助産婦看護婦法存続に関する
請願外一件(中川源一郎君紹介)(第
一九七七号)
国立ハンゼン氏病療養所の医師等の
増員並びに待遇改善に関する請願
(山花秀雄君紹介)(第一九八八号)
ら、予防法の一部改正に関する請願
(神近市子君紹介)(第一九九九号)
同(山花秀雄君紹介)(第二〇〇〇号)
国立大分病院の整備拡充に関する請
願(廣瀬正雄君紹介)(第二〇二二号)
同(金光庸夫君紹介)(第二〇二二号)
国立ハンゼン氏病療養所の医師等の
増員並びに待遇改善に関する請願
(山花秀雄君紹介)(第二〇三三三号)
片山病はく減対策確立に関する請願

(岡本忠雄君紹介)(第二〇五号)
同(船越弘君紹介)(第二〇六号)
同(高橋一君紹介)(第二〇七号)
留守家族援護に関する請願(只野直三郎君紹介)(第二〇八号)
社会福祉事業振興法制定に関する請願外五件(只野直三郎君紹介)(第二〇九号)
鴨川町外六箇町村に組合立伝染病院設置に関する請願(水田三喜男君紹介)(第二一〇号)
築館町に保健所設置の請願(長谷川峻君紹介)(第二一一号)
北海道引揚無縁故者集団收容施設疎開住宅建設促進に関する請願(武田信之助君外二十名紹介)(第二一二号)
清掃法制定に関する請願(只野直三郎君紹介)(第二一三号)
清掃事業費国庫補助等に関する請願(小枝一雄君紹介)(第二一四号)
同(町村金五君紹介)(第二一五号)
長野県の簡易水道及び汚物処理施設の災害復旧費国庫補助等に関する請願(原茂君紹介)(第二一七号)
生活保護法による保護基準引上げに関する請願(小枝一雄君紹介)(第二一八号)
国立療養所の給食費増額に関する請願(柳田秀一君紹介)(第二一九号)
同(小川豊明君紹介)(第二二〇号)
衛生検査技師法制定に関する請願(柳田秀一君紹介)(第二二二号)
大蔵取締法廃止に関する請願(岡本忠雄君紹介)(第二二四号)
船員保険及び労災保険制度改善に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第二三四〇号)
大樹町に排水溝設置の請願(伊藤郷

一君紹介)(第四一一号)
戦没者遺族援護強化に関する請願(青柳一郎君紹介)(第五一五号)
同(中村幸八君紹介)(第五三九号)
戦傷病者の援護強化に関する請願(加藤謙五郎君紹介)(第五一八号)
星塚敬愛園の病床増設等に関する請願(山中貞則君紹介)(第五三四号)
国立弘前病院改築に関する請願(楠美省吾君外一名紹介)(第五三五号)
鈴木医院の災害復旧建設費補助に関する請願(原茂君紹介)(第五三六号)
保健婦助産婦看護婦法存続に関する請願(中川源一郎君紹介)(第五三七号)
結核予防法の一部改正に関する請願(三宅正一君紹介)(第五三八号)
御岳山地区の国立公園施設計画に関する請願(並木芳雄君紹介)(第五六〇号)
国立療養所の給食費増額に関する請願(内藤友明君紹介)(第六二八号)
戦傷病者の援護強化に関する請願(田淵光一君紹介)(第六二九号)
養護施設等に対する收容措置費増額に関する請願(杉山元治郎君紹介)(第六五六号)
ねずみ、こん虫駆除事業費国庫補助に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第六九七号)
大蔵取締法廃止に関する請願(高橋一君紹介)(第六九九号)
戦傷病者の援護強化に関する請願(安藤覺君紹介)(第八五六号)
保育所措置費国庫補助増額に関する請願(藤内正一君紹介)(第九一〇号)
保育事業費国庫補助増額に関する請願(浅香忠雄君紹介)(第一〇〇五号)
社会保障費減額反対に関する請願

(寺島隆太郎君紹介)(第一〇〇六号)
旧豊川海軍工廠における戦没動員学徒等の遺族援護に関する請願外一件(八木一郎君紹介)(第一〇八九号)
保育所措置費国庫補助増額に関する請願(助川良平君紹介)(第一〇九〇号)
同(栗山博君紹介)(第一〇九二号)
保健婦助産婦看護婦法存続に関する請願外一件(杉山元治郎君紹介)(第一一二四号)
クリーニング業法存続に関する請願(迫水久常君紹介)(第九八四号)
戦傷病者の援護強化に関する請願(青柳一郎君紹介)(第一一八〇号)
戦傷病者戦没者遺族等援護法の公務死適用範囲拡大に関する請願外十件(中村幸八君紹介)(第一一八一号)
し尿消化槽建設費国庫補助に関する請願(雄熊三郎君紹介)(第一一八二号)
保育所措置費国庫補助増額に関する請願外一件(山下春江君紹介)(第一一八三号)
同(山下春江君紹介)(第一二六五号)
同(加藤勘十君紹介)(第一三〇九号)
同外一件(中村時雄君紹介)(第一三二一〇号)
民生事業費国庫補助に関する請願(福井勇君紹介)(第一一八四号)
国民健康保険事業振興に関する請願(青柳一郎君紹介)(第一一八五号)
社会保障費減額反対に関する請願(田中織之進君紹介)(第一二六四号)
大蔵取締法の一部改正に関する請願(船越弘君紹介)(第一四〇六号)
大蔵取締法廃止に関する請願(船越弘君紹介)(第一四〇七号)
クリーニング業法存続に関する請願

(長野長廣君紹介)(第一四三八号)
同(水谷長三郎君紹介)(第一四三九号)
国立浜村療養所移転に関する請願(徳安實藏君紹介)(第一五〇六号)
戦傷病者戦没者遺族等援護法の公務死適用範囲拡大に関する請願(中村幸八君紹介)(第一五〇七号)
二等症の未復員者給与法適用患者に生活費支給に関する請願(内藤友明君紹介)(第一六二二号)
母子福祉資金貸付に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第一六二二号)
生活保護予算増額に関する請願(竹山祐太郎君紹介)(第一六二三号)
未復員者給与法による入院患者に生活費支給等に関する請願(岡村利右衛門君紹介)(第一六二四号)
社会保障費減額反対に関する請願(鈴木茂三郎君紹介)(第一六二五号)
戦傷病者戦没者遺族等援護法の公務死適用範囲拡大に関する請願(西村直己君紹介)(第一七六六号)
国民健康保険団体所属保健婦の設置費国庫補助に関する請願(山口六郎次君紹介)(第一七六八号)
無名戦死の墓献納に関する請願(山口六郎次君外一名紹介)(第一七六九号)
クリーニング業法存続に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第一八一九号)
国立福岡山病院に患者輸送用自動車整備に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第一八二六号)
昭和二十九年国立公園施設費増額に関する請願(星島二郎君紹介)(第一八二七号)
同(只野直三郎君紹介)(第一八二八号)

社会保障費及び公共事業費全額国庫補助に関する請願(館後三君紹介)(第一八二九号)
戦没者遺族に弔慰金等支給に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第一八三一〇号)
戦没者遺族に弔慰金支給に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第一八三二二号)
雲仙、阿蘇及び霧島国立公園施設整備促進に関する請願(池田清志君紹介)(第一八三三三号)
健康保険事業強化に関する請願(中村時雄君紹介)(第一八三四号)
国民健康保険事業強化に関する請願(熊谷憲一君紹介)(第一八三五号)
国立神戸療養所増築に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第一八三六号)
社会福祉事業振興に関する請願外一件(只野直三郎君紹介)(第一八三七号)
国民健康保険団体所属保健婦の設置費国庫補助に関する請願外五件(只野直三郎君紹介)(第一八三八号)
医師実地修練改善に関する請願(只野直三郎君紹介)(第一八三九号)
昭和二十九年社会保険費確保に関する請願(只野直三郎君紹介)(第一八四〇号)
保育所措置費国庫補助増額に関する請願(只野直三郎君紹介)(第一八四一四号)
昭和二十九年生活保護費増額に関する請願(山花秀雄君紹介)(第一八四二二号)
社会保障費減額反対に関する請願(甲斐政治君紹介)(第一八四三三三号)
同(伊東岩男君紹介)(第一八四四四号)
同(黒澤幸一君紹介)(第一八四五五号)

号)

日雇労働者健康保険法の一部改正に

(第二六八七号)

二八八四号)

同(椎熊三郎君紹介)(第三一〇六号)

存続に關する請願(青柳一郎君紹介)
(第三六三三号)
同(石村英雄君紹介)(第三六三四号)
同(秋元たけ子君紹介)(第三六三五号)
同(小林信一君紹介)(第三六八〇号)
同(小川信一君紹介)(第三六八二号)
同(田中織之進君紹介)(第三六八一号)
未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長に關する請願(武藤運十郎君紹介)(第三六三六号)
健康保険傷病手当金支給期間延長に關する請願(武藤運十郎君紹介)(第三六三八号)
戦没者遺族援護強化に關する請願(稻兼次郎君紹介)(第三六三九号)
指定薬品以外の医薬品販売業者資格制度に關する請願(有田喜一君紹介)(第三六八二号)
同(小林絹治君紹介)(第三七三七号)
同(佐藤昌三君紹介)(第三七三八号)
同(中井一夫君紹介)(第三七三九号)
受胎調節普及に關する請願(高橋禎一君紹介)(第三六八三号)
同(権熊三郎君紹介)(第三六八四号)
同(井谷正吉君外一名紹介)(第三七六一号)
戦傷病者の援護強化に關する請願(今村忠助君紹介)(第三六八五号)
同(池田清志君紹介)(第三六八六号)
生活保護法による保護基準率引上げ等に關する請願(天野公義君紹介)(第三七三六号)
未帰還者留守家族の援護強化に關する請願(小川平二君紹介)(第三七五八号)
未帰還者留守家族等援護法による医

療給付適用期間延長等に関する請願
(三宅正一君紹介)(第三七五九号)
社会保険費増額等に関する請願(柳
田秀一君外二名紹介)(第三七六〇
号)クリーニング業法における試験
制度存続に関する請願(浅香忠雄君
紹介)(第三七九六号)
同(杉村沖治郎君紹介)(第三七九七
号)
同(河原田稼吉君紹介)(第三八八八
号)
附添看護婦及び附添婦の身分保障に
関する請願(中澤茂一君紹介)(第三
七九八号)
社会保険費増額等に関する請願(中
澤茂一君紹介)(第三七九九号)
未婚遺者留守家族等援護法による医
療給付適用期間延長に関する請願
(中澤茂一君紹介)(第三八〇〇号)
軍属の遺族援護に関する請願(熊谷
憲一君紹介)(第三八二八号)
国立千葉療養所の看護婦宿舎新築
に関する請願(白井莊一君紹介)(第
三八二九号)
健康保険法等の一部改正に関する請
願(田子一民君紹介)(第三八三〇号)
日雇労働者健康保険法の一部改正に
関する請願(福田篤泰君紹介)(第三
八三四号)
未婚遺者留守家族の援護強化に関す
る請願(館林三喜男君紹介)(第三八
五一号)
理容師美容師法の一部改正に関する
請願(伊東岩男君紹介)(第三八五二
号)
指定薬品以外の医薬品販売業者資格
制度に関する請願(逢澤寛君紹介)
(第三八五四号)
社会保険診療報酬一点単価引上げに

関する請願(中川源一郎君外一名紹
介)(第三八八九号)
戦傷病者の援護強化に関する請願外
一件(岡田五郎君紹介)(第三九〇九
号)
同(永田亮一君紹介)(第三九一〇号)
同(大橋武夫君紹介)(第三九一一号)
同(中村時雄君紹介)(第三九一二号)
同(吉田重延君外一名紹介)(第三九
一三三号)
同(竹尾式君紹介)(第三九一四号)
同(喜多壯一郎君紹介)(第三九一五
号)
同(中島茂喜君紹介)(第三九一六号)
同(有田新一君紹介)(第三九一七号)
同(首藤新八君紹介)(第三九一八号)
同(迫水久常君紹介)(第三九一九号)
社会保険制度確立に関する請願(島
上善五郎君紹介)(第三九二〇号)
理容師美容師法の一部改正反対に関
する請願外二件(甲斐政治君紹介)
(第三九六八号)
同(瀬戸山三男君紹介)(第三九六九
号)
同(伊東岩男君紹介)(第三九七〇号)
指定薬品以外の医薬品販売業者資格
制度に関する請願(始陽伊平君紹介)
(第三九七一号)
同(浅香忠雄君紹介)(第四〇二六号)
同(櫻内義雄君紹介)(第四〇二七号)
未婚遺者留守家族等援護法による医
療給付適用期間延長に関する請願(萩元
たけ子君紹介)(第三九七二号)
未婚遺者留守家族の援護強化に関す
る請願(井手以誠君紹介)(第四〇一
八号)
社会保険における暖房料認可に関す
る請願(小山倉之助君紹介)(第四〇
一九号)

クリーニング業法における試験制度
存続に関する請願(伊東岩男君紹介)
(第四〇二〇号)
同(白井莊一君紹介)(第四〇二二号)
同(小山倉之助君紹介)(第四〇二三
号)
同(伊藤好道君紹介)(第四〇二三号)
同(逢澤寛君紹介)(第四〇二四号)
同外一件(山口好一君紹介)(第四〇
二五号)
国立療養所の給食費増額に関する請
願(細迫兼光君外二名紹介)(第四〇
二八号)
戦傷病者の援護強化に関する請願
(中村三之丞君紹介)(第四〇五四号)
同(細野三千雄君紹介)(第四〇七三
号)
同(辻政信君紹介)(第四〇七四号)
同(富田健治君紹介)(第四〇七五号)
同(岡田子一民君紹介)(第四〇七六号)
同外一件(堀川恭平君紹介)(第四〇
七七号)
同(熊谷憲一君紹介)(第四〇七八号)
同(原健三郎君紹介)(第四〇七九号)
同(櫻内義雄君紹介)(第四〇八〇号)
同(赤澤正道君紹介)(第四〇八一号)
同(逢澤寛君紹介)(第四〇八二号)
同(橋本龍伍君紹介)(第四〇八三号)
同(大西正道君紹介)(第四〇八四号)
同(幸島隆太郎君紹介)(第四〇八五
号)
同(園田直君紹介)(第四一四三三三)
同(山下葉二君紹介)(第四一四四号)
同(船越弘君紹介)(第四一四五号)
受胎調節普及に関する請願(岡村利
右衛門君紹介)(第四〇六六号)
同(只野直三郎君紹介)(第四一四〇
号)
指定薬品以外の医薬品販売業者資格

制度に関する請願(青柳一郎君紹介)
(第四〇六七号)
同(岡本忠雄君紹介)(第四〇六八号)
同(武田信之助君紹介)(第四一四六
号)
理容師美容師法の一部改正反対に関
する請願(相川勝六君紹介)(等四〇
六九号)
同(伊東岩男君紹介)(第四〇七〇号)
柔道整復師の健康保険診療報酬一点
単価引上げに関する請願(荒船清十
郎君紹介)(第四〇七一号)
クリーニング業法における試験制度
存続に関する請願(木村文男君紹介)
(第四〇七二号)
同(葉梨新五郎君紹介)(第四一三五
号)
同(塚原俊郎君紹介)(第四一三六号)
同(高橋圓三郎君紹介)(第四一三七
号)
同(戸叶皇子君紹介)(第四一三八号)
同(井手以誠君紹介)(第四一三九号)
クリーニング業法存続に関する請願
(鈴木茂三郎君紹介)(第四一三四号)
未婚遺者留守家族の援護強化に関す
る請願(江藤夏雄君紹介)(第四一四
一号)
戦傷病者戦没者遺族等援護法の公務
死適用範囲拡大に関する請願(古井
喜實君紹介)(第四一四二号)
保育所事業費国庫補助増額等に関す
る請願(江藤夏雄君紹介)(第四一四
七号)
戦傷病者の援護強化に関する請願
(中村清君紹介)(第四一八七号)
同(小島徹三君紹介)(第四一八八号)
同(高橋圓三郎君紹介)(第四一八九号)
同(古米地英俊君紹介)(第四二五一
号)

同(島村一郎君紹介)(第四二五二号)
同(桂郎三郎君紹介)(第四二七四号)
同(水谷長三郎君紹介)(第四二七五
号)
クリーニング業法における試験制度
存続に関する請願(加藤高藏君紹介)
(第四一九〇号)
同(喜多壯一郎君紹介)(第四二七三
号)
未婚遺者留守家族等援護法による医
療給付適用期間延長に関する請願外
五件(萩元たけ子君紹介)(第四一九
一号)
同(大久保武雄君紹介)(第四二四九
号)
保育所事業費国庫補助増額等に関す
る請願(井手以誠君紹介)(第四一九
二号)
医師法、歯科医師法及び薬事法の一
部を改正する法律廃止等に関する請
願(只野直三郎君紹介)(第四二二六
号)
未婚遺者留守家族の援護強化に関す
る請願(庄司一郎君紹介)(第四二二
七号)
指定薬品以外の医薬品販売業者資格
制度に関する請願(佐竹新市君紹介)
(第四二二八号)
同(船越弘君紹介)(第四二七二二二)
日雇労働者健康保険法の一部改正に
関する請願(加藤助十君紹介)(第四
二二三三三)
消費生活協同組合法の一部を改正す
る法律案撤回等に関する請願(杉山
元治郎君紹介)(第四二四七号)
傷い軍人の割当雇用に関する請願
(大久保武雄君紹介)(第四二四八号)
未婚遺者留守家族等援護法による療
養患者に恩給支給に関する請願(大

[illegible]

○小島委員長 これより会議を開きます。

まず本日の請願日程の審査に入り、日程第三三六、健康保険法等の一部改正に関する請願の審査をいたします。まず紹介議員の説明を聴取いたしたいと存じます。田子一民君。

○田子委員 本請願は岩手県盛岡市築國鏡灸師三浦彬敬君の御提出にかかるものであります。同君はこの種の連合会の副会長をしており、長年この業に従事してあるものであります。請願の要旨は請願文書に明瞭に書いてござい

ますが、要旨は、健康保険法並びに生活保護法の中に医療給付の事項としてはり及びきゆうを挿入願いたいという事でございします。御承知のよう

には、きゆうは近年科学的に研究せられまして、単に日本の学界においてその医療としての効果を認められるのみならず、フランスのときは日本に

特に人を派遣しまして研究するがごとく、学界でも大きなセンセーションを起してあるものでございします。このはり、

きゆうだけは他のあんまなどと違ひまして、これだけ健康保険法並びに生活保護法に除かれておるのであります。

街頭録音等の場合でもせひこれを医療給付に入れたいというような声も多うございしますし、また神経痛であるとかあるいは血液の循環の疾病などにつき

ましては特に希望が非常に多いのであります。私は専門家でありませぬからよくわかりませぬけれども、こういう

声もひとつよく御研究をいただきまして、政府において適当な法文によつてこの請願の趣旨を御採用願いたいと思

うのであります。

○小島委員長 現在はり、きゆうの人たちは全国で五万といふことでございします。しかし生活はいずれもよくありませんで、この研究にも事足りないようなわけであり

ますので、どうぞそれらの人々の生活の面からも、また職業の面からも特

に御配慮をいただきたいと思つております。その他のこと等につきましても、この請願文書で尽きておると思ひ

ますから、これを省略させていただきます。

○小島委員長 右請願につき政府の意見があれば伺います。

○久下政府委員 本請願につきまして、特に健康保険関係につきまして、私から政府の意見を申し上げたいと思ひます。はり、きゆうを健康保険の給

付として取上げてもらいたいということは、かねてより各方面から要望を私

ども伺つておるのであります。ただ御案内のように健康保険の建前は、医師及び歯科医師による医療に限定をされ

る建前になつております。また一方ははり、きゆうというような、広い意味で

は医療ではございまいしうけれども、厳密な意味における医療の範囲には入

つていないものにつきましては、医師及び歯科医師の行います医療との関係

につきましても、いろいろ検討を要する点があると考えておる次第でござい

ます。そういうようなことで、私どもとしてはただいまのところはまだ検討

の段階でございまして、積極的にこの問題を健康保険の給付として取上げる

という段階にまでは至つていない実情でございします。

おるわけでありします。

○小島委員長 次に日程第九四、第一一八、第一三七、第一九五、第二二八

六、第三三二、第三三四、第二七九、第三四一、第四五一、第五二四、第二九六、

第三三三、第三二七、第三三三、第三三九、第四四一、第四四三、以上保険

局関係の各請願を一括して議題とし、まず政府の意見をお述べ願ひます。

○久下政府委員 簡単に申し上げます。と思ひます。いろいろの案件が一括し

て請願に出ておるのでございしますが、いづれも請願の本旨は私どもとしても

こもつとも点があらうと思ひますので、今後の問題として十分研究いたし

たいと思つております。

○小島委員長 次に委員並びに紹介議員の御発言はございせんか。

○小島委員長 これより医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

○有馬参議院議員 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の理由を御説明いたします。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二四四号)は占領当時制定せられたものでありまして、昭和三十年一月一日から実施することが定められてあり

ますが、はたしてわが国の現状において完全医療分業制度が支障なく実施できるかどうかは、この際再検討を要する問題であると存するのであります。すなわちその実施上の問題点は大体二つに要約することができるのであります。

その一つは、この法律を実施するに

は、その制定当時、実施の前提条件としてあげられた条件がはたして現在整

えられているかどうかという点であり

ます。

他の一つは、この法律の実施がわが

国の現状において国民生活にいかなる

影響を及ぼすかということでありま

す。

前段の問題点である実施の前提条件

は、医療分業実施に適應した新しい合理的な医療費体系を確立するというこ

とであります。しかるに、この条件は現在まだ何ら具体的に実現しておらな

いのでありまして、この事実は今国会の衆議院厚生委員会の質疑応答によつ

ても明らかであります。これらは今後さらに十分なる検討が国会においても

行われなければならない基本條件であります。

第二の問題点たる国民生活に及ぼす

影響につきましては、大約しますると次の通りになるのであります。医療費

負担の国民経済に及ぼす影響、特に社会保険経済に及ぼす影響、国民の便、

不便に対する影響、疾病治療に対する影響、これらの点につきましても、国民各界の意見、特に医師の薬剤師の側

における意見は必ずしも一致しておりませんので、今後十分なる検討を要するわけでありします。かくのごとく、今

日の実情においては、この法律に規定されておる実施の期日たる昭和三十年一月一日という期日については、いま

だ十分なる見通しと確信を得ることができませんので、一応これを別に法律に定める日と改正し、この法律実施

につき、その前提となるべき諸条件を十分検討し、国民の保健と福祉の向上

のために適正なる結論を得たる上、法律をもつて実施の期日を定めんとする

ものであります。

以上が本法律案提出の提案理由であ

り。

○小島委員長 以上が本法律案提出の提案理由であ

り。

ります。何とぞ慎重御審議のあらんことをお願いする次第であります。

○小島委員長 本法律案に関する審査は本日はこの程度にいたします。

○小島委員長 再び諸議員の審査に入ります。

日程第三七、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部改正に関する諸議員の審査をいたします。まず紹介議員の説明を聴取したいと存じます。安井大旨君。

○安井委員 たいい委員長の朗読されましたのは私が紹介議員として説明を申し上げたいと思つて、これは主として柔道整復師の方に関係が多いので、あんま、はり、きゆうの方に関係が少いのでありますが、但し法文が一つでありましたからこの点について申し上げたいと思つております。

これは講道館の中にある社団法人の全日本柔道整復師会会長金井良太郎氏よりの請願に基くものであります。

御承知のように、従来柔道整復師は、医師の同意を得まして脱臼とか骨折の患部に施術をやることについて、応急の場合だけ認められておつた。ところが漸次これらの整復師の医業に対する考えも、また技術も進んで参りまして、実際は応急として単純なる脱臼及び骨折は現に見ているのであります。その事柄を第五條の但書の中に、単純なる脱臼、単純なる骨折を施術するといふことを挿入していただきたい。そのほかは本文は、すなわち「あん摩師及び柔道整復師は、医師の同意を得た場合の外、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。」これはちつとも動かさないのであります。「但し、

柔道整復師が、応急手当をする場合は、この限りでない。」という但書があります。その但書の中に「単純脱臼、単純骨折を施術する場合及びその他」と、これだけを挿入したいといふのであります。

御承知のように今や整形外科も発達して参りましたが、従来わが国の医療の歴史から考えてみれば、こういう人の手によつて効果を上げてゐるものもたくさんある。また医者の手によらなければならぬようなものを自分の領域へかかえ込もうとするのでは決してありません。きわめて単純なものだけやろう、というふうに入れたらいい。きつ、この請願であります。

○小島委員長 右につき、政府の意見があれば御開陳願ひます。

○曾田政府委員 たいい委員の問題につきましては、私どもの方でもしばかような意見を伺つてはおるのであります。この単純骨折の場合には医師の指示を要せずして柔道整復師の施術を受けてもいいといふことにしてはどういう検討いたして見ておるのであります。やはり現在の医療体制とでも申し上げますか、また医学の逐次進歩して参りました状況という点から考えますれば、やはり単純骨折なりやいなやといふことの診察といふようなことが、——もちろん簡単な場合にはその鑑別を誤らぬこともあらうとは考えられるのでありますけれども、今申し上げましたように、いろいろ「医師が進んで参り、また国民が医療に対する質の向上」といふことを要望しておるといふ点から参りますれば、今まで医師の指示がなければならなかつたというこの規定

を特に緩和しなければならぬという理由が、どうしても私どもとしては発見し得ないように感じておるのであります。将来さらに検討はいたそうかと思つておりますが、今はこれをかような改正をいたすという気持にはなつておりません。

○小島委員長 委員の御発言はごさいませんか。——なければ次へ進みます。

○小島委員長 日程第三三、第三四、第四一、第四二、第四九、第五七、第五八、第七二、第三六九、第四七五、第四七七、第五〇八、第六六、第六七、第一一一、第二二〇、第二二三、第一五三、第一五四、第一五五、第二一三、第二三五、第四五四、以上医療局関係の諸議を一括して議題とし、政府の意見をお述べ願ひます。

○曾田政府委員 いろいろとたくさん事項について諸議があるのでございしますが、各項につきまして、私ども大体御趣旨のところはよく了解できますので、十分検討したいといふふうな考へております。

○小島委員長 委員並びに紹介議員の御発言はごさいませんか。——なければ次へ進みます。

○小島委員長 日程第二四六、第二七四、第二七八、第二九七、第三〇〇、第三一五、第三一八、第三三〇、第三三七、第三三九、第三四〇、第三四九、第三五二、第三五三、第三五九、第四二〇、第四四四、第五二二、第五二三以上指定薬品以外の医薬品販売業者資格制度に関する諸議を議題とし、審査に入りまして存じます。青柳一郎君。

○青柳委員 本請願は、山口県薬業連合会長の申出にかかるもの外二十六件に及ぶものでございします。この諸議の要旨は、昭和三十年一月一日から医薬分業が実施されることになつておりますが、現在の薬剤師はきわめて少く、医薬品の完全配給は困難であると考へられ、従つてこれが解決策として医薬品の販売に關して薬種商に求める以外にないものであります。現在のわが国の薬種商は一定の資格がなく、単に各地方庁の免許によつてその業務に従事するにすぎません。医師、助産婦、理容美容師など保健衛生に携わる者のほとんど全部が資格制度であり、すの、薬種商のみが現状のまま放置されておるのは不合理であると思つてあります。つきましては、指定薬品以外の医薬品販売業者の免許制度を全国共通の資格制度に改められたいといふのであります。

○小島委員長 右につき政府の意見があれば御発言を願ひます。

○曾田政府委員 この諸議の御趣旨は、明治以来の國のつて参りました基本方針とは若干ずれて来るわけでございますが、諸議の趣旨とされるところも、私どもただいまその必要ありやいなやといふことにつきまして調査をいたしておりますので、将来の検討問題といたしたいと存じます。私のただいま考へておりますところは、資格を与へるというところで解決いたします。とりまして、しかもその営業免許といふものをもう少し保護して参る余地はないか、そういう方向でものを考へて行つたらいかがか、かような考へてございします。

○小島委員長 右につき委員の御発言はありますか。——なければ次に進みます。

○小島委員長 次に日程第六〇、第七六、第九七、第一四三、以上業務局関係の諸議を一括して議題となし、まず政府の意見を求めます。

○曾田政府委員 大体これは大麻取締法に關するものと承知いたしますが、この大麻には耽溺性の毒成分が含まれておることは明らかでございますし、それから現実にはこの大麻を対象といたします違反事件も少数ではございしますが発生いたしてあります。

〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕

さらに、わが國が加入いたしてあります阿片會議條約の規定によりまして、大麻の國際的不正取引を防止するに適當の有効な取締りを実施しなければならぬといふ國際的義務を負つておるわけでありまして、さうな關係からこの法律を廃止いたすことは、これはちよつとでかかぬと思つて、ただ取扱ひの点につきまして、諸議の御趣旨のあるところも十分了解できますので、取扱ひの点でその御趣旨を生かして行くようにいたしたい、かようなつもりであります。

○青柳委員長代理 委員並びに紹介議員の御発言はありますか。——ないようでありますので次に移ります。

○青柳委員長代理 次に日程第五六、第一四六、第一四七、第一七八、第一八一、第二五一、第三二四、第四四〇、以上社会局関係の各諸議を一括して議題となし、まず政府の御意見をお

述べ願いたいと思います。

○安田政府委員 生活保護法の基準の問題につきましては、現在のところただちに引上げるつもりはございませんけれども、今後の情勢を見て善処したいと思っております。なおそのほかの点につきましては、請願の御趣旨を十分研究いたしまして、善処したいと思っております。

○青柳委員長代理 委員並びに紹介議員の御発言はありますか。——なければ次へ進みます。

○青柳委員長代理 次に日程第二、第三八、第四三、第四四ないし第四六、第五〇、第五五、第五九、第六二、第七〇、第七五、第九六、第三〇四、第三〇五、第三一九ないし第三二一、第三八七、第三八八、第四四八、第五二八、以上公衆衛生局関係の各請願を一括議題とし、まず政府の御意見を述べ願います。

○楠本政府委員 ただいま議題になっておりますのは、逐次個々について御説明するまでもなく、いずれもきわめて適切な請願であるいは陳情でございます。まして、しかも一方これらの問題につきましても、おおむね行政措置といたしましては、何らかの方策を講じて得る段階になっておりますので、今後かような趣旨を十分に尊重いたしまして、これらの御趣旨を生かして参りたい所存であります。

○青柳委員長代理 委員並びに紹介議員の御発言はありますか。——ないようでありますので、次に移ります。

○青柳委員長代理 次に日程第四二、四、第四五二及び第四五三、未帰還者

留守家族等援護法による療養患者に恩給支給に関する請願の審査をいたします。紹介議員大久保武雄君の御発言を願います。

○大久保武雄君 ただいまの請願は、日本傷痍軍人会の笠時乗氏から請願のあつたものであります。紹介議員として御説明申し上げます。

未帰還者留守家族等援護法による療養患者に對しましては、留守家族手当も支給されず、またほとんど全員が結核疾患でございまして、非常に長期の療養を要する者が全国で一万人もある状況でございまして、これらの全員が、結核患者は症状が固定してないとの理由によつて、恩給診断の対象となつていないのであります。結核は症状が固定することはきわめて困難でございまして、かような関係からいたしまして、長期療養を要するこれらの患者は、経済的に非常に苦境にあえいでいるわけであります。そこでこれらの患者に對しまして、症状の固定に拘束されず、現在の症状に應じてすみやかに恩給診断を実施し、恩給を支給されたというのでございまして、この点は従来の三年間の療養費負担をさらに三年延長され、六年間の療養費負担が、療養費の面におきまして今年の十二月に打ち切られることになっておるのであります。先般これを一年延期して、その間に對策を考慮するというところに相なつておりますけれども、患者の現状にかんがみまして、将来何とか恒久的な、患者の安定する方途を講じていたいただきたいというのであります。

なおこれに関連いたしまして、これらの患者のうち身体障害者につきましては、国立の保養所に收容いたしまして、長くそのめんどうを見ることになつておりますが、結核に關しましては、国立保養所へも收容ができないことになつておりまして、結核患者は非常に気の毒でございまして、これらの患者につきまして、何とか国立病院に委託をして、国立保養所の規定を準用して、長くこれが療養の全きを期したい、こういう意味でございまして、何とぞ御採択あらんことを希望する次第であります。

○青柳委員長代理 右につき政府委員の御意見があれば御発言を願います。

○木村説明員 ただいま請願の御趣旨につきまして説明申し上げます。

まず第一の、現在未帰還者留守家族等援護法によりまして、療養を受けております療養患者であつて、症状が固定してないために恩給診断の対象にならないために増加恩給が支給されないという遺憾であるから、それについて善処願いたいという御趣旨でございまして、本件につきましては、どちらかと申しますと、恩給局の所掌事務ではないかと思つております。私の方ではもと／＼未帰還者留守家族等援護法による療養につきましては、増加恩給を恩給法によりましてもらつておる場合には、当該患者は本法の対象にしない建前をとつておつたのでございまして、それでは非常にお気の毒だということから、増加恩給を支給しておつても食費その他の一部負担金を徴収するということを条件といたしまして、留守家族等援護法による療養を認めることの特例を設けておるのであります。従つて大多数の療養患者は、終戦後今日までずつと増加恩給の受給権がありましたので、増加恩給は、受けておる

のではないかと思つておるのでございしますが、なお増加恩給を受けておらない方であつて、現在療養中の者であり、かつ増加恩給を受けられるような状況にある方につきましては、恩給局と十分連絡の上で、恩給局において特別考慮するような措置を講じていただくべく努力をいたしたい、さうに考えております。

なお次に療養患者の療養期間の延長の問題であります。先ほどお話がございましたように、今国会におきまして留守家族等援護法の一部が改正になりまして、従来療養期間が三年、三年、合せて六年でもつてこの六年の療養期間が切れるのでございまして、これをさらに延長いたしまして、来年の十二月二十八日まで療養できるようにしたのであります。その場合に私どもといたしましては、これらの療養患者の実態を詳細に十分調査いたしまして、極力実情に即した措置を今後とりたいというふうに考えておりますので、御了承をいただきたいと思います。

それから国立病院に委託する件は、私どもの方の留守家族等援護法では、国立病院あるいは療養所を指定医療機関といたしまして、現在すでに国立病院におきまして療養継続中でありまして、それを委託するという形よりも、現在それがすでに行われておるもので、来年の十二月二十八日まで療養期間が切れる者をどういふふうに取り扱うかということがむしろ今後の問題でございまして、実態調査を実施いたしまして、極力実情に即したように善処いたしたい、そういうふうに考えております。

ます。国立病院に委託する件は、実は現在国立病院を指定医療機関として指定いたしましたので、そこに收容して療養を行つておるのでございまして。

○青柳委員長代理 他に御発言はありますか。——なければ次に進みます。

○青柳委員長代理 日程第一、第五一、第六三ないし第六四、第七三、第八六、第一〇〇、第四二三、以上引揚援護局関係の請願を一括して議題とし、まず政府の御意見を述べ願いたいと存じます。

○木村説明員 引揚援護局所掌の各請願事項につきましては、逐一御説明を本来申し上げるべきでございしますが、一々その趣旨もつともでございまして、十分その趣旨を今後生かすように検討いたしまして、御要望に沿えるよう努力いたしたいと思つております。

○青柳委員長代理 委員の方々に何か発言はありますか。——なければ次に移ります。

○青柳委員長代理 次に日程第七四、第七八、第八二、第八三、第八九ないし第九一、第一二五、第一五一、第七九、第二八四、以上児童局関係の各請願を一括して議題とし、まず政府の御意見を述べ願いたいと存じます。

○中村説明員 この請願の内容を事務当局といたしましては、一々検討をいたしましたが、すべてごもつともな点でございまして、今後その趣旨に沿ひまして、政府といたしましては努力を重ねて行きたいと存じております。

午前十一時三十六分散会

頁段行	誤	正
七 五末二	保險給付の うち船員 保険法	保險給付の うち船員 保險法中改 正法律第二十 二年四月十 号附則第二 条第二項又 は船員保 險法
七 五末七	同条の規定	これらの相 定
第十九回国会衆議院厚生委員會議録 第三十三号中正誤		
頁段行	誤	正
七 三〇	前段の規定	前段に規定
第十九回国会衆議院厚生委員會議録 第三十四号中正誤		
頁段行	誤	正
一 自五 至七	削除	

印刷者 大藏省印刷局